

各自治会・町内会長 様

## 刑法犯認知件数（6月末 暫定値）376件（昨年同期比+62件）

1 主な犯罪	○空き巣	5件（-3件）
	○自転車盗	75件（-13件）
	○車上ねらい	21件（+13件）
	○部品ねらい	18件（±0件）
	○オートバイ盗	14件（-7件）

特殊詐欺 22件（前年同期比+17件） 被害総額 約71,800,000円（6月末 暫定値）  
（内訳）

オレオレ詐欺	4件	被害金額	約14,400,000円
預貯金詐欺	14件	被害金額	約12,500,000円
融資保証詐欺	1件	被害金額	約200,000円
架空料金請求詐欺	2件	被害金額	約44,600,000円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	1件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和6年6月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真金町	
井土ヶ谷中町		清水ヶ丘	
井土ヶ谷下町	1	西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	4
永田みなみ台	1	大橋町	
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	1
永田東	1	中里	1
永田南		通町	
永田北	3	唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	2
宮元町		伏見町	
共進町	1	二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	1
山谷		別所中里台	
蒔田町	1	睦町	
若宮町		堀ノ内町	2
宿町		万世町	
新川町	1	六ツ川	2
その他		合計	22



だまされないでください!!

新札、旧札どちらの紙幣も使えます。



「古いお金は使えなくなるので預かります」  
「古い紙幣を新しい紙幣に交換します」  
なんて言われたら詐欺ですよ!!



## 南警察署からのお知らせ

新しい紙幣の発行に便乗した詐欺に注意してください！

全国で金融機関の職員を装い「職員が自宅まで古いお札の交換に行く。」「国が新紙幣の発行枚数を決める調査をしているので、旧紙幣を自宅に保管していれば職員に預けてください。」等という電話が確認されています。

南区でも今後、新紙幣との交換名目に紙幣を騙し取ろうとする詐欺が発生する恐れがあります。

新札、旧札どちらの紙幣も使えます。

不審な電話があった際は、警察への通報をお願いします。

担当：南防犯協会事務局  
（南警察署内：生活安全課）  
電話045-742-0110



# 南区交通事故統計《7月》

令和6年6月末現在 概数



## 発生件数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	10055	10396	-341
横浜市内	3593	3736	-143
南区内	183	183	0

## 死者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	51	58	-7
横浜市内	17	16	1
南区内	2	0	2

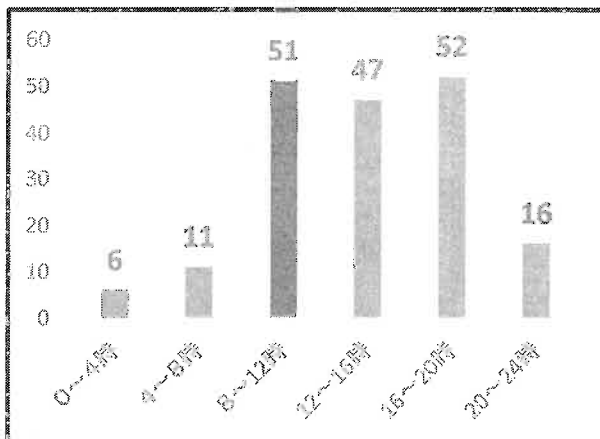
## 負傷者数

	令和6年	令和5年	増減数
神奈川県内	11670	12220	-550
横浜市内	4101	4329	-228
南区内	211	197	14

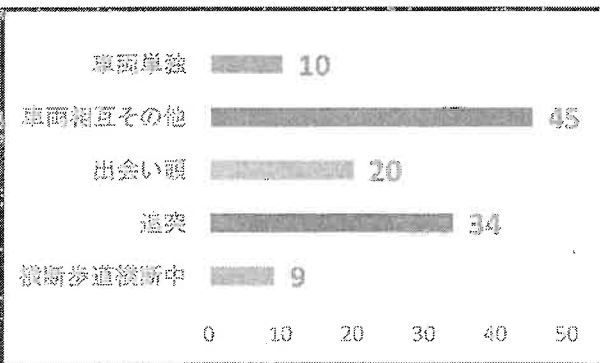
## 関係事故

	令和6年	構成率	増減数
高齢者	65	35.5%	4
子供	16	8.7%	10
二輪車	63	34.4%	-5
自転車	40	21.9%	1

## 時間帯別発生状況



## 事故類型別発生状況



## 町名別発生状況

町名	令和6年	令和5年	増減数	町名	令和6年	令和5年	増減数
万世町	1	1	0	平楽	2	1	+1
三春台	1	1	0	庚台	0	0	0
中島町	0	1	-1	弘明寺	0	0	0
中村町	3	9	-6	弘明寺町	3	5	-2
中里	9	8	+1	新川町	1	2	-1
中里町	0	0	0	日枝町	3	1	+2
二葉町	0	1	-1	東蒔田町	2	2	0
井土ヶ谷上町	3	2	+1	榎町	0	1	-1
井土ヶ谷下町	6	3	+3	永楽町	2	2	0
井土ヶ谷中町	4	5	-1	永田みなみ台	3	0	+3
伏見町	0	0	0	永田北	3	5	-2
八幡町	0	1	-1	永田南	2	2	0
六ツ川	25	15	+10	永田台	2	1	+1
共進町	2	4	-2	永田山王台	1	1	0
別所	11	12	-1	永田東	10	6	+4
別所中里台	2	0	+2	浦舟町	8	10	-2
前里町	5	6	-1	清水ヶ丘	2	0	+2
南吉田町	1	5	-4	白妙町	1	0	+1
南太田	6	8	-2	白金町	1	2	-1
吉野町	2	5	-3	真金町	6	1	+5
唐沢	0	0	0	睦町	5	7	-2
堀ノ内町	1	2	-1	花之木町	4	1	+3
大岡	12	8	+4	若宮町	0	1	-1
大橋町	0	0	0	蒔田町	2	1	+1
宮元町	12	12	0	西中町	0	4	-4
宿町	3	4	-1	通町	5	6	-1
山王町	1	1	0	高根町	4	4	0
山谷	0	0	0	高砂町	1	3	-2

## 南警察署からのお知らせ

「ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ」

…を、スローガンに神奈川県では7月11日(火)から20日(土)までの10日間、「夏の交通事故防止運動」を実施します。運動の推進にご協力をお願いします。

\*自転車安全利用五則\*

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなでヘルメット!



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

# 令和6年火災・救急概況

南消防署  
1月1日～6月30日

## 1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和6年	令和5年	増△減	
火災件数	19	25	△6	
火災種別	建物	15	18	△3
	林野	0	0	0
	車両	1	1	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	3	6	△3
焼損床面積 (㎡)	293	159	134	
死者 (人)	2	1	1	
負傷者 (人)	2	6	△4	
主な火災原因	こんろ	5	5	0
	放火(疑い含む)	5	6	△1
	電気機器	2	1	1
	電灯・電話等の配線	1	0	1
	ストーブ	1	0	1
救急出場件数	7,381	7,236	145	
救急種別	急病	5,429	5,247	182
	一般負傷	1,309	1,304	5
	交通事故	208	228	△20
	その他	435	457	△22

## 2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和6年	令和5年	増△減	
火災件数 (件)	330	377	△47	
焼損床面積 (㎡)	3,852	4,013	△161	
死者数 (人)	17 (1)	7 (0)	10	
負傷者数 (人)	64	58	6	
救急出場件数 (件)	123,273	116,999	6,274	
救急種別	急病	86,958	82,488	4,470
	一般負傷	22,493	21,189	1,304
	交通事故	4,423	4,223	200
	その他	9,399	9,099	300

\* 死者数欄( )内の数値は、放火自殺者の内数

## 3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
行政区別件数	鶴見	21	31	△10	8,958	8,958	0
	神奈川	23	28	△5	7,678	7,296	382
	西	16	19	△3	5,114	4,853	261
	中	48	39	9	8,810	8,540	270
	<b>南</b>	19	25	△6	7,381	7,236	145
	港南	12	12	0	7,492	7,039	453
	保土ヶ谷	13	14	△1	6,618	6,314	304
	旭	15	21	△6	8,278	7,655	623
	磯子	9	9	0	5,648	5,327	321
	金沢	24	22	2	6,572	6,252	320
	港北	35	42	△7	9,798	9,352	446
	緑	9	15	△6	5,754	5,186	568
	青葉	15	19	△4	7,533	6,953	580
	都筑	8	15	△7	5,298	5,068	230
	戸塚	26	27	△1	9,072	8,660	412
	栄	12	7	5	3,929	3,703	226
	泉	17	13	4	5,044	4,563	481
瀬谷	8	19	△11	4,273	4,013	260	

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

## 4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	1	第一分団
太田地区町内連合会	1	
寿東部連合町内会	3	第二分団
中村地区連合町内会	2	
蒔田連合町内会	2	第三分団
お三の宮地区連合町内会	1	
堀ノ内睦町連合町内会	0	
井土ヶ谷地区連合町内会	1	第四分団
北永田地区連合町内会	0	
永田みなみ台連合自治会	1	
本大岡地区町内会連合会	4	第五分団
大岡地区連合町内会	1	
別所地区連合町内会	0	第六分団
南永田・山王台連合町内会	1	
六ツ川地区連合自治会	0	
六ツ川大池地区連合自治会	0	
連合未加入自治会、その他	1	第一～六分団
合計	19	

# こどもQ（救）Q（急）講演& メディカルコンサート



## 《プログラム》

### ■ こども医療講話「小児の事故予防（仮）」

- ・横浜市立大学附属市民総合医療センター  
小児総合医療センター 部長 志賀 健太郎 先生
- ・横浜市立大学附属市民総合医療センター  
看護部 看護師長 金尾 美穂 氏



### ■ 消防音楽隊ミニコンサート



with 南消防団声楽隊



### ■ 救急車・センターカー（エクモカー）

の展示ほか

入場  
無料

日程 令和6年9月6日（金）

時間 10時00分から12時00分  
（開場9時30分）

場所 南公会堂（みなみん）ほか



申し込み方法

横浜市電子申請システムにて受付  
（先着・400名）詳しくはコチラ→



主催：南消防署

共催：横浜市立大学附属病院市民総合医療センター





消防車で  
街を  
走れる！  
**陸**

消防艇で  
横浜港を  
航行！！  
**海**



ヘリを  
空間近で  
見学！？  
**空**



※ヘリコプターに搭乗して  
飛行することはできません。

# ふるさと納税で “陸・海・空”の消防体験！



## STEP1

WEBページ内  
申込フォームで  
体験日時を予約



## STEP2

各ポータルサイトで  
1人2万5千円以上の寄附

※当体験は、返礼品ではないので、横浜市内の方もご利用いただけます。

【詳細は以下のH.Pをご覧ください】

検索サイトで「横浜消防 ふるさと納税体験」で検索

【お問合せ】

横浜市消防局企画課 ☎ 045-334-6728

## 「陸・海・空の消防」を身近に体験！

横浜市に一定金額を寄附（寄附の使い道を「8.横浜消防を応援したい！（消防力の向上）」を選択していただいた方）し、希望される方は、以下のメニューの中から好きなものを一つ選び、体験することができます。

### 1 体験内容

	陸の消防体験	海の消防体験	空の消防体験
体験内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車に乗車して街を走行</li> <li>・防火衣を着て放水体験</li> <li>・はしご車の先端に搭乗して地上 30m から街を一望など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助隊員が海に潜る訓練を間近で見学</li> <li>・横浜に一台しかない水難救助車の展示・車内見学</li> <li>・消防艇に乗船して横浜港を航行など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な訓練施設で行う訓練の見学</li> <li>・飛行しているヘリからの救助訓練を間近で見学</li> <li>・ヘリコプターの内部説明、見学など</li> </ul>
体験日（予定）	8月、11月、12月、2月、3月（各月2回程度）	7月、8月（各月2回程度） 10月（6回程度）	2月（1回程度） 3月（3回程度）

※詳しい日程は、「横浜消防 ふるさと納税体験」で検索、もしくは、消防局企画課までお電話ください。

※空の消防体験では、地上に止まっているヘリコプターへの搭乗となります。（搭乗しての飛行はできません）

### 2 対象者

横浜市にふるさと納税として寄附していただき、体験を希望される方（先着順）

※ 横浜市内在住の方も対象となります。

※ 陸・海の消防体験は6歳以上の方が対象となります。（空の消防体験に年齢制限はございません。）

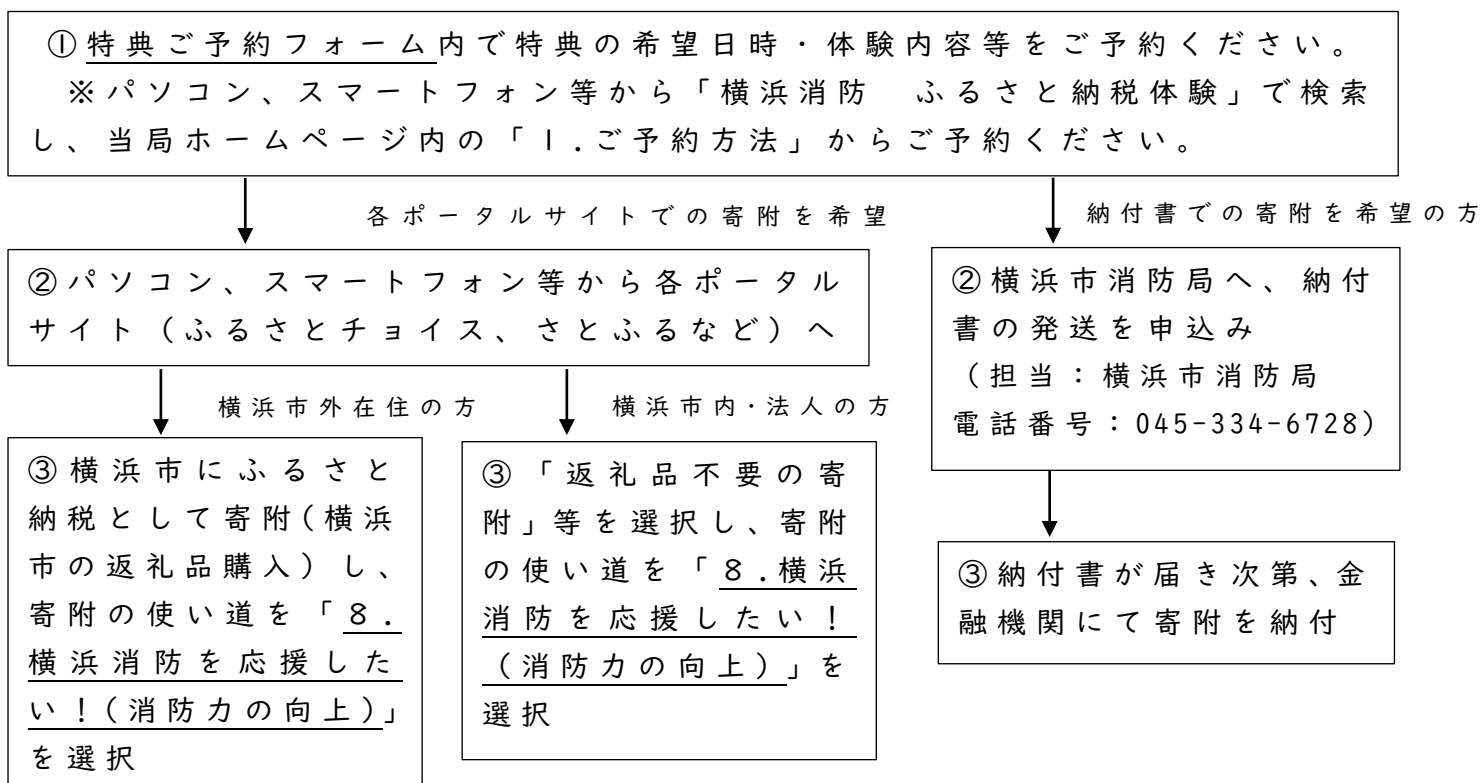
#### 【特典の参加可能人数】

2万5千円以上の寄附で1名体験可能

（例）家族3人で体験を希望→7万5千円以上の寄附が必要

（全額「8.横浜消防を応援したい」に寄附が必要です。）

### 3 ご予約方法



※7月・8月実施日のご予約をご希望の方は、予約方法が異なりますので、詳細は当局ホームページをご覧ください。消防局担当者までお気軽にご連絡ください。

連絡先（消防局企画課 TEL 045-334-6728）



# 令和6年

## 秋の全国交通安全運動

### 横浜市実施要綱

#### 目的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

#### 期間

- 1 9月21日（土）～9月30日（月）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（月）

#### スローガン

拳げる手を やさしく見守る 横断歩道

#### 重点

- 1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止



横浜市交通安全キャラクター  
まもるくん

#### ◇◇◇令和5年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	全事故件数		死者数		子供の事故		高齢者の事故		自転車事故		二輪車事故	
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比
鶴見区	626	-43	4	0	56	10	202	1	215	-8	185	-21
神奈川区	329	-34	2	-1	22	11	112	-18	73	-2	102	-12
西区	261	6	2	-1	8	0	101	23	43	-11	68	-5
中区	475	91	4	3	26	8	169	22	99	8	123	18
南区	391	63	1	-1	20	4	146	31	84	3	149	20
港南区	499	22	2	0	40	-7	178	10	105	3	144	-9
保土ヶ谷区	345	-109	4	4	22	-3	118	-15	52	-25	141	-53
旭区	482	-46	1	-1	32	7	170	-15	85	-6	175	-18
磯子区	290	-21	6	5	24	-6	92	-9	57	-15	90	-17
金沢区	537	31	4	2	47	16	185	12	167	13	181	18
港北区	657	145	0	-2	50	25	188	47	174	37	199	47
緑区	446	75	2	-3	38	10	143	24	117	43	138	34
青葉区	600	57	0	-1	42	0	201	15	120	10	161	11
都筑区	421	-17	2	-2	36	-5	134	2	117	17	88	-30
戸塚区	540	26	2	-2	25	-9	172	27	70	-18	193	4
栄区	171	-22	0	0	11	1	61	-14	28	-7	55	-8
泉区	326	54	0	0	22	-1	110	4	68	3	110	23
瀬谷区	307	-67	4	2	20	-5	90	-46	86	-19	100	-17
横浜市内	7,703	211	40	2	541	56	2,572	101	1,760	26	2,402	-15

横浜市交通安全対策協議会

# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図りこの運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

## 警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を実施し、交通安全ひとこえ運動やハンドルキーパー運動を推進します。

## 教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 二輪車・自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 自動車を運転する際、横断歩道等では子どもや高齢者を始め歩行者等の優先を徹底しましょう。
- 2 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯しましょう。
- 3 酒類販売業者等と協力して、運転する人には酒類を絶対に提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょ。
- 4 自転車に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 5 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょ。



横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課  
電話045(671)2323

区連会 7 月 定例会 資料  
令和 6 年 7 月 19 日  
市民局 地域防犯支援課

自治会町内会長 各位

## 「こども・安全安心マップ」公開のお知らせ【情報提供】

### 1 事業の趣旨

子どもの安全・安心を守るため、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をグーグルマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」に、防犯情報を加えた「こども・安全安心マップ」を公開しますので、地域の交通安全活動や防犯活動にご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 事業の概要

別紙参照（令和6年7月10日 記者発表資料）

▼二次元コードはこちら



横浜市 こども・安全安心マップ

検索

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp





# 「こども・安全安心マップ」をリリースします！

## ～こども・交通事故データマップに 新たに防犯情報も追加してリニューアル～

横浜市では、市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を令和5年3月に公開し(別紙参照)、累計150万以上の閲覧がされています(R6.6時点)。通学路の安全を点検する際に、防犯情報も掲載してほしいとの要望を受け、「こども・交通事故データマップ」を強化し、声かけ・不審者情報を加えて見える化する「こども・安全安心マップ」を作成しました。

全市立学校505校をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、子どもの「交通安全対策」と「防犯対策」の両輪で、さまざまな角度から子どもの安全安心を守るための取組を推進していきます。

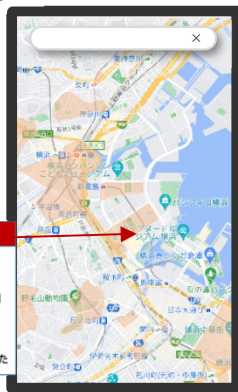
### こども・交通事故データマップ



引用:Google マップ

+

### New! 防犯情報

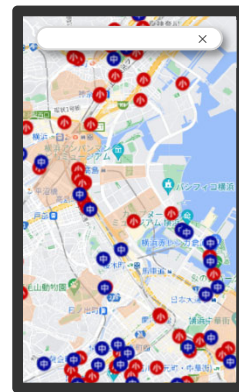


(イメージ図)

引用:Google マップ

=

### こども・安全安心マップ



引用:Google マップ

交通事故情報は、神奈川県警察の交通事故データ(2019年から2023年までの5年間)から、また、防犯情報は、神奈川県警察より配信されるピーガルく子ども安全メール(2023年)をもとに作成しています。

▼二次元コードはこちら



#### 公開するマップの特徴

- 小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故概要を確認できます。
- 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- 声かけ・不審者情報は、過去1年間の発生概要を町名単位で確認できます。

横浜市 こども・安全安心マップ

検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします

#### お問い合わせ先

(こども・交通事故データマップに関すること)

道路局 道路政策推進課長

金澤 英俊 TEL 045-671-2775

(学校での活用に関すること)

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課長

大峽 誠 TEL 045-671-3239

(防犯情報に関すること)

市民局 地域防犯支援課長

丹羽 仁志 TEL 045-671-2601

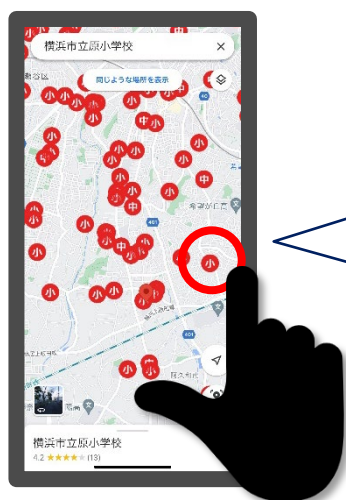
# ビッグデータを活用した 交通安全対策プロジェクトのパッケージ化 ～「こども・交通事故データマップ」を公開します～

市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要をGoogleマップで確認できる「こども・交通事故データマップ」を公開します。子どもの交通事故に特化して、多くの方が使い慣れているGoogleマップをベースに、操作のしやすさやわかりやすさを重視した地図として「見える化」します。

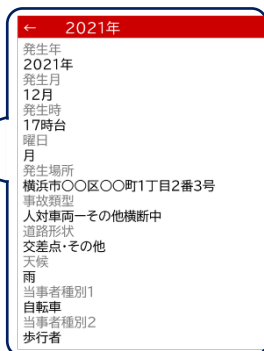
全市立小学校 340 校の、スクールゾーン対策協議会をはじめ、地域の方々や保護者の皆様などにも広くご覧いただき、「子どもの交通安全対策」の推進に活かしていきます。

また、横浜市では令和5年度より新事業としてこのマップを活用し、「子どもの通学路交通安全対策事業」を推進していきます。マップの公開は、本事業のスタートとなる取組です。

【掲載イメージ】



アイコンを選択すると、  
事故の概要が確認できます



引用:Google マップ

こども・交通事故データマップはこちら



横浜市 交通事故データマップ 検索

※ なお、記事等で Google マップの画面を掲載する際は「引用:Google マップ」のクレジット表記をお願いします。

## 公開するマップの特徴

- ・ 市内全域の小学生・中学生の交通事故の発生場所や事故の概要を Google マップで確認できます。
- ・ 地図上のアイコンをクリックすると交通事故の概要が表示されます。
- ・ 交通事故箇所を Google ストリートビューでも見ることができます。
- ・ 神奈川県警察の交通事故データ(2017年から2021年までの5年間)をもとに作成しています。

■ 子どもの通学路交通安全対策事業の紹介ページを公開しています。

【公開先 URL】

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kodomo\\_tsugakuro.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/anzen/kodomo_tsugakuro.html)

横浜市 交通安全

検索

▼二次元コードはこちら



お問合せ先

道路局交通安全・自転車政策課担当課長 高橋 寛大 TEL 045-671-2294

南地振第 318 号  
令和6年7月19日

自治会町内会長 各位

南区資源化推進担当課長 天野 健治

## 南区つながり清掃ウォークについて(依頼)

日頃からヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

街の美化をきっかけに横のつながりを持つことを目的とする、地域の皆さまによる清掃活動「南区つながり清掃ウォーク」も8年目を迎えました。

昨年度も多くの方にご参加いただき 無事に実施することができました。参加していただいた皆様、ご協力に感謝申し上げます。

このたび、11月に開催予定の「**南区つながり清掃ウォーク**」への参加の募集をいたしますので、ぜひご参加くださいますよう、お願いいたします。

### 1 実施概要

#### (1) 一斉清掃日

- ・11月9日(土) 9:00~11:00(雨天中止)
- ・それぞれの地区を出発し、11時到着を目安にお近くの回収場所(区内4か所、裏面参照)に向けて清掃活動を実施します。

#### (2) つながり清掃月間

- ・11月1日(金)~30日(土)
- ・日頃、地域で取り組まれている清掃や美化活動を期間内に実施します。

### 2 参加手続き

(1)(2)いずれか、または両方に参加を希望される自治会町内会は、申込書に必要事項をご記入のうえ、**10月31日(木)まで**に南区資源化推進担当宛てまでお申し込みください。

お申込みいただいた方には、記念品を配布します。

### 3 その他

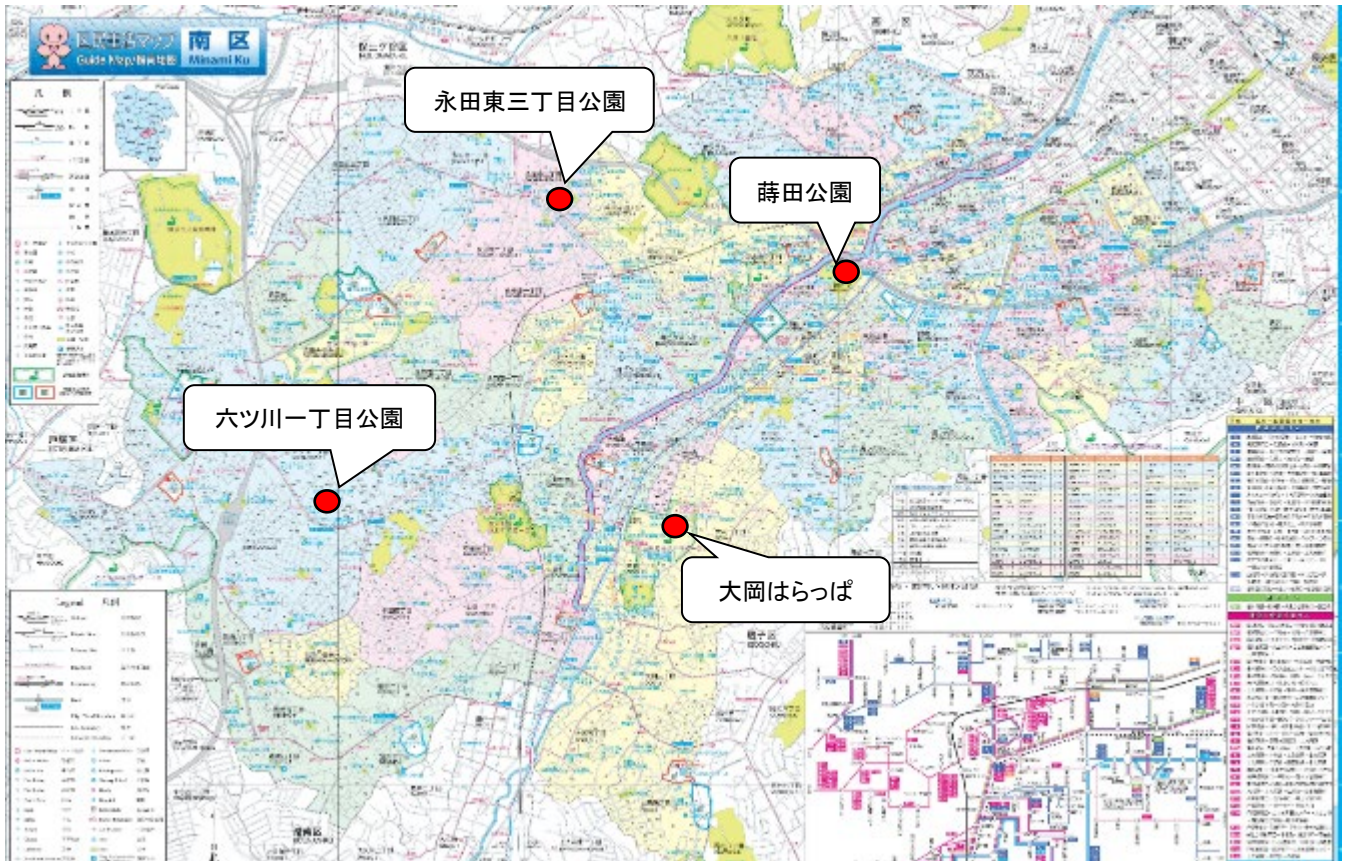
清掃用具の御都合がつかない場合は、区役所からお貸ししますので、希望される自治会町内会は、申込書にご記入をお願いいたします。

【お問合せ】南区資源化推進担当：堀・宮本 電話 341-1236  
Eメール:mn-shigen@city.yokohama.lg.jp



【一斉清掃日】 地区ごとの回収場所(4か所)

- ・ 蒔田公園・・・中村地区、寿東部地区、お三の宮地区、太田東部地区、井土ヶ谷地区、蒔田地区、堀ノ内睦町地区
- ・ 大岡はらっぱ・・・大岡地区、本大岡地区、別所地区
- ・ 六ツ川一丁目公園・・・六ツ川地区、六ツ川大池地区、南永田山王台地区、永田みなみ台地区
- ・ 永田東三丁目公園・・・北永田地区、太田地区





# FAX送信票 341-1240 【10/31 締切】

令和6年\_\_月\_\_日

南区地域振興課資源化推進担当宛て

## 南区つながり清掃ウォーク 参加申込書(自治会町内会用)

南区つながり清掃ウォークに参加します。

団体名		
所在地		
連絡担当者氏名		
電話番号		
Eメールアドレス		
参加種別(☑)	<input type="checkbox"/> 清掃月間(11/1～30)	<input type="checkbox"/> 一斉清掃(11/9)
内容	<b>【日程】</b> 11月 日( ) : ~ : <b>【場所】</b> _____	<b>【解散場所】</b> (該当の場所に○) ① 蒔田公園 ② 大岡はらっぱ ③ 六ツ川一丁目公園 ④ 永田東三丁目公園
参加人数	※参加人数は変更がないよう、 お願いします。	

清掃用具の御都合がつかない場合のみ記入⇒

トング	軍手	ごみ回収袋
個	個	枚

### 注意

- 電子メールでもお申込みいただけます。担当者のお名前、参加人数・日程、連絡先をご記載いただき、[mn-shigen@city.yokohama.lg.jp](mailto:mn-shigen@city.yokohama.lg.jp)までご連絡ください。
- お申し込み後、3営業日以内に受付受諾連絡をいたします。  
FAXの不調などの可能性がありますので**連絡のない場合は必ずご一報ください。**
- 参加見込人数は申し込み時点の予測で結構です。実施後、報告をいただきます。



南区マスコットキャラクター  
みなっち

GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN



南区役所 × 横浜F・マリノス

記念品プレゼント!

# 令和6年度 つながり清掃ウォーク

## みんなで一緒に楽しく、 街をキレイにしよう!

みんなでワイワイ  
おそうじ!



### 一斉清掃

11月9日(土)  
9時~11時

回収場所目指して  
一斉に清掃!

好きな時に気軽に  
おそうじ!

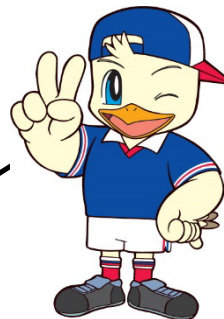


### 清掃月間

11月1日(金)  
~30日(土)

好きな時間で  
近所を清掃!

## あなたはどっちの スタイルで参加?



横浜F・マリノス  
公式キャラクター  
マリノスケ

申込期限：10月31日(木)

※事前申込が必要です

- 参加者全員に記念品をプレゼント!
- 一斉清掃の回収場所で抽選会実施。10名に横浜F・マリノス選手のサイン入りグッズをプレゼント!
- 一斉清掃の回収場所で、花の種を配布します。 ※回収場所は裏面に記載

申込方法等詳細は裏面

## 申込方法

下記連絡先の電話、eメール、FAXで「代表者のお名前」、「電話番号」、「参加人数」をお知らせください。

### ①一斉清掃の流れ

申込をする  
(10月31日まで)

ごみを拾いながら回収  
場所に向かって歩く

10時50分までに  
回収場所に到着

記念品を受け取る  
(回収場所)

### ②つながり清掃月間の流れ

申込をする  
(10月31日まで)

・清掃をする  
・清掃中の写真を撮る

写真を提出する(eメール、  
郵送または区役所62番  
窓口に持ち込み)

記念品を受け取る  
(区役所62番窓口)

一斉清掃の回収場所(4か所のどれかを選んでください)

11月9日(土)9時から11時



ご家族、お仲間同士、個人での参加もお待ちしております!

連絡先: 地域振興課 資源化推進担当

TEL: 045-341-1236

FAX: 045-341-1240

eメール: mn-shigen@city.yokohama.lg.jp

南区では令和7年4月からプラスチックごみの出し方が変わります

区連会 7 月 定例会 資料  
令和 6 年 7 月 19 日  
資源循環局街の美化推進課

## お試し用トイレパックの自治会・町内会等への配布について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

本市では災害時にご家庭のトイレが使えない場合に備え、トイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄を市民の皆様にお願ひしています。

この度、地域の皆様にご利用いただき、備蓄を進めるきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、令和5年度・6年度に品質保証期間を迎えたトイレパックとなります。

多くの自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

### 2 お願ひしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願ひします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

配布を希望される場合は、横浜市電子申請届出システムあるいは申請書の提出によりお申し込みください。

### 3 トイレパック配布の概要

#### (1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が経過しても直ちに使用できなくなるものでないため、トイレパックとはどういうものか体験するお試し用として活用します。

#### (2) 配布個数

凝固剤1個と処理袋1枚で1セットです。

自治会・町内会会員世帯数人数×5セットを目安として、

1団体あたり 600 セットもしくは 1,200 セットをお渡しします。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

#### (3) 申込み期間

令和6年8月1日(木)～8月23日(金)

#### (4) 申込み方法

ア 横浜市電子申請・届出システムによる申込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/ef3a5a0d-e636-4830-a87f-da31de2be107/start>

※ 上記申込みページは、令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。



イ 資源循環局街の美化推進課あてに添付の申込書の提出(FAX・郵送)

(5) 配布期間

第1回配布 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)

第2回配布 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)

※ 受取期間については、こちらから指定させていただきます。

(6) 配布場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。

※ 配送等を行いません。引き取りに来ていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○ 品質保証期間が経過したトイレパックですので備蓄用にはお控えください。

○ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

5 添付資料

お試し用トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-toilet@city.yokohama.jp



お申込み  
8/1~8/23

受取期間  
第1回  
9/9~9/28  
第2回  
11/18~12/7

お試用

# トイレパック 体験しませんか!

横浜市備蓄品トイレパック  
(品質保証期間が経過しているもの)  
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品のトイレパック(品質保証期間が経過したものを)、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

## ● 配布対象

横浜市内の法人・団体(自治会・町内会、NPO法人、社会福祉法人、一般企業 等)  
※ 団体の会員や社員の皆様に配布していただける方々にお譲りします。

## ● 配布物

### 品質保証期間の経過したトイレパック

- ※品質保証期間が経過したものでも直ちに使用できなくなるものではありませんが、速やかに使用してください。
- ※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできかねます。
- ※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けになっているものではありません。

備蓄用としてではなく、あくまでお試用として配布させていただくものであることをご了解の上お申し込みください。

お渡しイメージ➡

凝固剤 600個	箱	汚物処理袋 600枚
-------------	---	---------------

## ● 申込可能数(600セットもしくは1,200セット)

団体の構成員及びご家族の人数 × 5セット を目安にお申し込みください。  
※ 600セットか1,200セットのどちらかを選択してお申し込みください。

## ● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

- ※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。
- ※ 配送等は行っておりません。

★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。

収集事務所の  
場所はこちら➡



# トイレパックとは？

## Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるものが多いです。

## Q. どこで買えるの？

ホームセンターなどで購入できます。

## Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。

## Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に排出してください。(今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください。)

## トイレパックの使い方

### ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせます

### ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかけます

### ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出します  
※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて排出してください  
※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

### ワンポイントアドバイス

- 「ステップ1」の便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせると、使用済みトイレパックの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。
- 「ステップ2」の凝固剤を振りかけた後は、しっかりと混ぜるようにしてください。

## お申し込み方法

- 横浜市電子申請・届出システムからお申し込みください →  
下記のフォームにご記入のうえ、FAX、郵送によるお申込みも受け付けています。※右記ページは令和6年8月1日以降に閲覧いただけるようになります。

【お申し込み先】

FAX 045-663-8199

郵送先 〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 23階 トイレパック受付担当 宛



- お申込み期間 令和6年8月1日(木)～8月23日(金) ※ 必着
- 受取決定 ご指定いただいた連絡先に、9月4日(水)頃までに受取決定のご連絡をさせていただきます。
- 受取期間 第1回 令和6年9月9日(月)～9月28日(土)  
第2回 令和6年11月18日(月)～12月7日(土)  
(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)  
※ 全体の希望数が在庫数を超える場合は、抽選とさせていただきます。  
※ 受取期間・受取場所については、こちらから指定させていただきます。

(FAX・郵送用記入欄)

団体名		代表者氏名	
団体住所		連絡先 電話番号	
決定通知 連絡先	(メールアドレス、FAX番号、郵送先 のいずれかをご記入ください)		
配布希望数 ※ どちらかに○を してください。	600・1,200 (単位:セット)	用途 ※ <input checked="" type="checkbox"/> がない場合は お譲りできません	<input type="checkbox"/> 団体の構成員・家族に配布します <input type="checkbox"/> 備蓄用としてではなく、お試用として取り扱います

## 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の申請期限延長について【情報提供】

## 1 趣旨

省エネエアコンやLED照明等の導入を支援する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、さらに多くの団体にご活用いただくため、申請期限を延長します。また、断熱窓の導入効果等を記載したチラシを作成しました。補助金の活用についてご検討をお願いします。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

## 3 申請期限の延長について

【変更前】9月30日（月）まで → **【変更後】10月31日（木）まで**

※ 整備完了報告書の提出期限は、原則12月27日（金）までとなります。

遅れそうな場合は別途ご相談ください。

※ 契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。申請から交付決定までにお時間をいただいていますので、整備スケジュールをご確認のうえ、ご申請ください。

## 【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助します。

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円



←市WEB  
補助制度紹介ページ

横浜市 会館脱炭素



詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市Webページでは、申請様式もダウンロードできます。

## よくあるご質問

Q 意思決定の方法は、総会でないといけないのか。

A 会としての意思決定が必要となります。導入する設備によっては、高額になることも想定されるため、総会に諮っていただいたり、会則等に基づく意思決定をしていただくなど、ご対応をお願いいたします。

## 【お問合せ・申請窓口】（事務委託先）

横浜市住宅供給公社街づくり事業課

電話：045-451-7740

受付時間：平日9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp



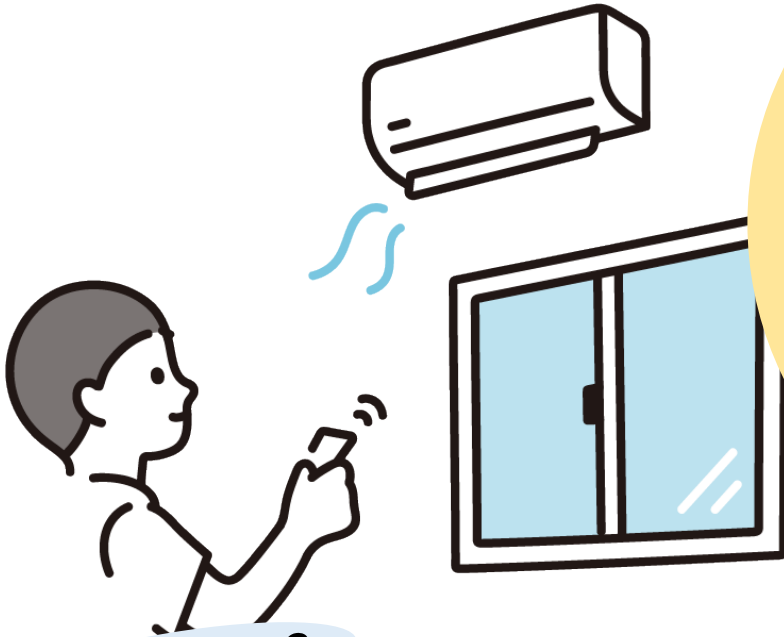
**申請期限延長します！**

~~9/30~~



**10/31(木)**

※整備完了報告期限は 12月末まで  
 ※2回目の申請も可能です！

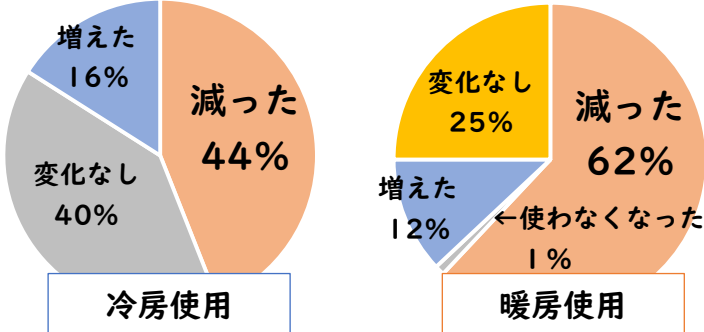


意外と知らない？

**断熱窓導入のメリット 断熱窓、設置しませんか？**

その1 ~暑さ・寒さが和らぎ、電気代の節約に！~

改修後、「暖房使用頻度が減った」:62% ※

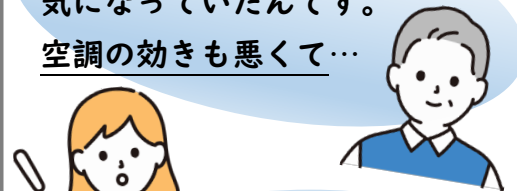


※令和2~3年度省エネ住宅補助制度利用者へのアンケート結果より

断熱窓の導入を決めた自治会町内会の声

会館が大通りに面しているので、遮音性や冷暖房の効率があがると思い、決めました。

窓サッシからのすき間風が気になっていたんです。  
 空調の効きも悪くて…



古い会館なので、窓の耐用年数も考慮して改修を決めました。

その2 ~様々な面で、会館利用がもっと快適に！~

- 遮音性能の向上 **防音**
- 結露の抑制 **カビ対策**
- アレルギーリスク低減 **花粉症対策**
- 遮光性能の向上 **眩しさ軽減**

~着工までに余裕を持ったスケジュールで申請しましょう~

問合せ・申請窓口 (事務委託先)  
 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課  
 045-451-7740

詳細は「募集案内」をご覧ください→



## 令和 6 年度 災害時要援護者支援の取組について

災害時要援護者支援の今年度の取組について、次のとおりお知らせします。

### 1 災害時要援護者名簿等について

#### (1) 災害時要援護者名簿の提供

南区では、自治会町内会ごとの災害時要援護者名簿（以下「名簿」とします。）を作成し、年に 1 回、協定を締結している自治会町内会へ名簿をお渡ししています。名簿のお渡しは、新たに名簿に登載される方に個人情報提供の可否について確認をした以降、令和 7 年 1 月頃を予定しています。

#### (2) 啓発物品及び住宅地図について

協定を締結している自治会町内会へ、啓発物品及び住宅地図等をお配りします。お渡しは、令和 7 年 1 月頃（名簿と同時期）の予定です。

##### ア 啓発物品

防災用簡易トイレを予定しています。

##### イ 住宅地図

今年度は、**要援護者の居所が記載されていない住宅地図（以下、「白地図」とします。）をお配り**します。

これまで名簿と合わせて地図を毎年回収していましたが、今年度配布する白地図は回収しませんので、災害時要援護者事業に限らず、様々な地域での事業に御活用ください。

##### ウ その他

災害時要援護者宅への訪問時等に御活用いただけるよう、説明用チラシを作成、配布します。また、災害時要援護者事業取組アイデア集（仮称）を作成します。

#### 《地図の変更について》

令和 4 年度まで、居住者名やマンション名、店舗名等が記載された㈱ゼンリンの住宅地図を使い、災害時要援護者の居所に印をつけた地図をお配りしていましたが、委託費の大幅な高騰により作成できなくなりました。

そこで昨年度は、横浜市が作成している「よこはまっぷ」（居住者名等の記載なし）を使って地図を作成しましたが、分かりにくい等の御意見をいただきました。

そこで今年度は、お配りする地図を要援護者の居所が記載されていない㈱ゼンリンの住宅地図（白地図）に変更させていただきます。

### 2 取組の支援について

要援護者支援に関する御相談については、通年で受付しています。

また、区職員が地域にお邪魔して御説明・意見交換等を行う「ご近助講座」の開催も随時行っていますので、お気軽に御相談ください。



## 1 災害時要援護者支援とは？

「災害時要援護者」とは、高齢者や障害のある方など、地震などの災害発生時に、自ら安否を伝えたり、安全な場所に避難したりすること等が困難な方をいいます。

災害時要援護者支援とは、災害発生時に要援護者の安否確認・避難支援等が迅速に行われるよう、地域、行政、関係団体等が連携して、平常時から顔の見える関係づくり、情報共有等の取組を進めていくものです。

## 2 地域での災害時要援護者支援の取組について

過去の大きな災害では、自力での避難が困難な方（災害時要援護者）の被災が多く見られたことから、要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが必要と言われています。また、近年では震災だけではなく、風水害への対策の必要性も高まっています。

### 要援護者の把握

まずは、地域のどこに助けを必要としている方がいるのかを把握しましょう。取組が困難でも、名簿を用意しておけば、いざという時に役立つ可能性があります。

#### ○要援護者を把握する方法

方法	説明
区の名簿を受領 (情報共有方式)	区が作成している要援護者名簿を、区と協定を締結して受領します。要援護者を把握するための負担が少なくなります。
地域で名簿を作成 (手上げ方式)	地域で自治会名簿等を活用したり、回覧等で要援護者を募ったりすることで名簿を作成します。

※2つの方法を組み合わせて要援護者の把握を行っている地域もあります。

是非御検討  
ください！



#### 【区の名簿の特徴】

- 個人情報の収集に必要な本人への確認手続を区が行います。
- 支援が必要な方の情報を得られます。
- 一度協定を締結した後は、毎年区から更新名簿を提供します。

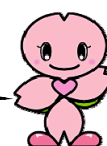
#### ○区の名簿を提供した自治会町内会数（令和6年5月末時点）

自治会町内会数	協定締結数(=名簿提供数)
204	167

### 災害発生時に備えた取り組みの実施

要援護者の訪問や地域の行事への勧誘など、日頃からの顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害発生時に備えた安否確認や救助・避難方法の検討や、訓練等を実施します。

できる範囲で取り組みをお願いします！



【問合せ先】 災害時の自助・共助に関すること	総務課	341-1225
災害時要援護者支援の地域の取組支援に関すること	福祉保健課	341-1181
災害時要援護者名簿に関すること	高齢・障害支援課	341-1136

あなたの思いの、のこし方。伝え方。  
一緒に考えてみませんか——

じひつしょうしょいごん(ゆいごん)

# 自筆証書遺言を

いっしょに

# 書いてみよう

令和3年度も大好評でした!

令和6年 **10月1日(火)**

① **10:00~12:00** 受付 9:30~

② **13:30~15:30** 受付 13:00~

①、②とも同じ内容で開催いたします。  
当日、お時間の都合上個別の御事情に関するご質問をお受けすることはできません。予めご了承ください。

参加費無料!

## 講師

司法書士・行政書士 小関法務事務所  
**小関 史郎** 司法書士

会場:南区役所 1階  
**多目的ホール**

定員:各回先着 **50名**

持ち物:筆記用具

中央大学法学部卒  
平成13年度行政書士試験合格  
平成20年度司法書士試験合格  
司法書士法人勤務を経て、平成24年1月に上大岡にて  
司法書士・行政書士小関法務事務所を開設  
不動産・商業登記申請業務、相続・遺言、成年後見に  
関する業務などを取り扱っている。

ご来場の方には、  
南区版エンディング  
ノートをお渡しします。



## 申込方法

右の**二次元コード**を読み取り、  
申込みフォームにてお申し込みください >>>

**9月3日(火) 9時から 受付開始** >>>>

- ※ 申込みフォームへのアクセスにはインターネット接続を伴います。通信料がかかる場合は申込者負担となります。
- ※ 申込みフォームでの申込みが難しい場合は、お電話・FAXにてお問い合わせください。



## お問合せ先

南区高齢・障害支援課 高齢者支援担当 (権利擁護事業担当)  
電話 045-341-1139 FAX 045-341-1144

## 令和 6 年度 個別避難計画の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)

### 1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となりました。

### 2 令和 6 年度の取組

これまで横浜市では、令和4年度は鶴見区と港北区の一部地域、昨年度は、南区を含む5区で、風水害を想定した個別避難計画の作成を進めてきました。

令和6年度は、18区に拡充し、引き続き風水害を想定して個別避難計画の作成を進めてまいります。

#### (1) 作成対象者

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方

以上の条件をすべて満たし、個人情報の取扱い等の同意確認が取れた方のうち、

- ・ 独居等で支援者がいない方
  - ・ お一人で避難所等に移動することが困難な方
- 等の計画作成(早期着手)の優先度が高い方から計画作成に着手します。

<参考> 同意確認書発送対象者

	令和 5 年度	令和 6 年度
南区	767	261

6年度分は新たに対象者になった方です。

#### (2) 作成方法

対象者を支援するケアマネジャー等(以下、福祉専門職という)の協力により、次頁の流れで作成を進めます。

## <個別避難計画作成の流れ>

横浜市健康福祉局 = 局

福祉専門職 = 専

事業フロー	役割分担	内容
1 対象者抽出	局	ア 南区災害時要援護者名簿掲載 イ 洪水浸水想定区域等在住 ウ 要介護3~5・身障手帳1級
2 対象者への同意確認	局	1で抽出した対象者に「同意確認書」を送付し、「計画作成」「自主防災組織等への情報提供」について同意を取る
3 福祉専門職による計画作成	局 専	計画作成(早期着手)の優先順位を決定 優先順位の高い対象者から、福祉専門職により計画作成し、横浜市に提出
4 計画の確認	局	3で提出された計画の記載内容(避難経路等)を確認 必要に応じて福祉専門職に修正を依頼

## 3 ご協力をお願いしたいこと

### (1) 問合せ先のご案内(上記<個別避難計画作成の流れ 2 > )

対象者への「同意確認書」の送付は8月を予定しています。

「同意確認書」に関するご相談があった場合は、「同意確認書」に記載されている問合せ先 または健康福祉局福祉保健課をご案内いただきますようお願いいたします。

### (2) 災害時要援護者支援の取組推進

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。

各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

【担当】 横浜市健康福祉局福祉保健課  
電話：045-671-4056  
Mail：kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp

【令和6年7月発行】

## 民生委員・児童委員のしおり



民生委員・児童委員候補者をご推薦いただき、  
自治会町内会長等 地域の皆さまへ

令和7年12月1日付けで「民生委員の一斉改選」が行われます。  
また、欠員地区については毎年、7月1日付け、12月1日付けで  
「民生委員の欠員補充」が行われます。

今回、南区民生委員児童委員協議会では、候補者をご推薦していただく自治会町内会長、地区推薦準備会推薦人の皆さまに実際の「民生委員の活動内容」や「民生委員の思い」などを知っていただきたく、この「しおり」を作成することといたしました。

次の民生委員の「担い手の発掘」の一助になりますよう、参考にさせていただければ幸いです。

【南区民生委員児童委員協議会】



# 目 次

## 【お知らせ編】

- 1 候補者への呼びかけ方の紹介 1 ページ

## 【資料編】

- 2 民生委員・児童委員（主任児童委員）とは 4 ページ

- 3 民生委員・児童委員（主任児童委員）の活動紹介 6 ページ

- 4 社会福祉協議会の紹介 8 ページ

- 5 地区社会福祉協議会とは 10 ページ

- 6 横浜市民生委員児童委員協議会について 11 ページ

## 【番外編】

- 7 民生委員を退任して思うこと 13 ページ

- 8 民生委員川柳 17 ページ

## 【お知らせ編】



自治会町内会長より、こんな風にお声がけをいただき、安心してお受けできました。

### 1 候補者への呼びかけ方（お受けした気持ち）の紹介

#### （1）民生委員を受けるとき、どのような声掛けがありましたか？

##### 【自治会町内会長より】

- ・町内会長から全面的に協力すると電話がありました。
- ・前任者が定年になる為、3年前から必死に頼まれて、あまりの熱意に負けました。
- ・周りの人への声掛けや挨拶する姿をみて適任なので是非受けてほしいと依頼がありました。
- ・町内会長から何回かにわたって依頼があり、前任者からもお話を伺いました。
- ・町内会長、副会長から熱心に依頼がありました。
- ・町会長から頼まれ、民生委員・児童委員の役割について説明を受けました。
- ・当時の町内会長より再三にわたり依頼されました。
- ・町内会長、他の民生委員から説得されました。
- ・町内会役員から依頼がありました。断り続けましたが、その後も熱心に頼まれたので。

##### 【前任者より】

- ・前任者から、3～4年間にわたり、何度も何度も熱心に依頼がありました。
- ・民生委員を経験した方から「やりがいがあり、やって良かった」と言われました。
- ・前任者から頼まれ、町内会長からも頼まれました。

##### 【その他】

- ・町内会の知り合いから声をかけられ頼まれました。
- ・民生委員の方にお会いした時、何気なく「やってみない？」と言われました。
- ・知り合いから「人生観が変わるよ！」と言われました。
- ・（小・中学生の子ども同士のママ友からの誘いがあった。）誘ってくれた方とであればと引き受けました。
- ・青少年指導員をやっていたので、その流れで引き受けました。



地域のことや地域の方を知りたい、  
地域のお役に立ちたいと思い、お引き受けしました。

## (2) どのような気持ちで民生委員を受けましたか？

- ・すべての活動内容についてわかりやすい説明を受け納得しました。
- ・以前、福祉関係の仕事をしており民生委員に興味があり受けました。
- ・当時はサラリーマンだったが適任者がいないのならやるしかないなと思いました。  
(私が最適とは思わなかったが…)
- ・前任者が定年で辞めるため私に色々教えてくれました。
- ・もと社会科の教員でしたので、広い意味で社会に貢献していこうと思いました。
- ・ボランティア活動の参加と町内を知るために受けました。
- ・福祉関係の仕事に従事していましたので、今後は地域に貢献したいと思っていました。
- ・ボランティアを学びたいと思っていました。不安でしたが「何かあるごとに聞いてください、相談にのります」との会話で思い切って引き受けました。
- ・町内会との関わりがなかったので、この機会に関係を持ちたいと思い引き受けました。
- ・どういう活動をすればいいのかわかりませんでしたが、都度教えてくださるとのことだったので引き受けました。
- ・地域の役に立ちたいと思いました。
- ・仲良しの民生委員が一生懸命活動している姿を見ていたので、自分でも力になれることがあればと思い引き受けました。
- ・営業職で顧客訪問をしていたのですが、コロナウイルスの流行により面会がままならない時期があり、面会制限等が徐々に解除される中で、お客様も年配の方は家に閉じこもりがちで認識・判断力の低下を感じることがありました。身内や近い人には言えない悩みも民生委員なら区や包括につなげることも出来、一人もとりこぼさない地域になるようお役に立てたらと思い引き受けました。
- ・仲良しの民生委員が一生懸命活動している姿を見ていたので、自分でも力になれることがあればと思い引き受けました。
- ・自分の仕事の方もそんなに忙しくなくなってきたのと、自分の地域の事・人たちをもっと知ろうと思ったから。
- ・前任者が二人ともに定年退職の為、一緒にしようとする人がお友達で誘われました。民生委員の仕事にも興味があり、自分の視野が広がると思い決心しました。
- ・前は民生をあまり長く務めるも代わりの人がいるときに退任したほうが良いと思い退任しましたが、また声をかけられてお役に立てるならと（必要にされている）引き受けました。
- ・以前、介護ディサービスで仕事をしていたこともあり、高齢者との交流も多少慣れもあり、困りごととかの相談等を受けておりました。そんなことで民生・児童委員に興味があったので委員を受けようと思いました。
- ・退職後町内会役員となったが、長年仕事をしていたため町内・町内会のことを知らなかったのがオファーは勉強になると思った。若い時から人に興味があり役に立ちたいと思った。
- ・民生委員の役割を誰かがやらなくてはいけないことと思った。住んでいる町で困っている人がいれば、できるかぎりのサポートをしたいと思った。自分のできる範囲で「恩返し」したいと思った。

民生委員の役割や活動内容を、もっと詳しくお聞きしたかったです。  
今後は、安心してお受けできるように、ご説明をお願いします。



### (3) 説明された内容と違っていました？ちょっと強引でした。

- ・断りきれなくて引き受けました。
- ・仕事内容を尋ねると「毎月決まった方の安否訪問をするだけです」とのことでした。毎月定例会があることも、社協の行事のことも何も聞いていませんでした。安否訪問するだけでしたらこちらの都合で何えばいいのですねということでその場で受けました。前任者との引き継ぎをしてビックリ、仕事がわさわさ出てきました。時間をかけて話を聞かなかった、安易に受けた私も悪いのですが、「騙された」という気持ちのほうが大きいです。仕事もしており、こちらの時間の都合で良いのであれば、すこしでもお手伝いできればと思ったのですが、開けてびっくりです。
- ・引き受けてから思っていた以上に活動がありとまどいました。  
(見守りだけぐらいしか認識がなかったので)
- ・前任者の男の方が民生委員を定年で辞めるため私に色々教えてくれました。その方が良い方だったのでしょうがなく引き受けました。
- ・仕事内容を尋ねると「毎月の安否確認の訪問をするだけ」と言われましたが、毎月定例会や社協の行事などあり「騙された」という気持ちです。
- ・活動内容を聞いたら「一人暮らしの方の訪問だけ」と言われましたが、それだけじゃないと分かりました。
- ・今は後悔しています。私には荷が重すぎます。
- ・「引き受けてくれる人がいないので、断られると困る」と言われ断りにくく感じました。
- ・声をかけてくれた方がとても頼れる方だったので、一緒に教えてもらいながらやればなんとかなるかなーと思い引き受けました。でも一番の理由は「断れなかった」です。

## 【資料編】

民生委員の身分や役割、選出方法、福利厚生をご紹介します。



## 2 民生委員・児童委員（主任児童委員）とは

### （1）民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされています。（民生委員法第1条）

自治会町内会等、地域の実情に通じ、地域住民の福祉等に関係ある方の代表者で構成される地区推薦準備会で選出され、3年の任期で、厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

また、民生委員は、児童福祉法により児童委員に充てられています。このように民生委員・児童委員は民間人として、公的な職務の一端を担うことになるため、活動を行う上では「相手方の人格を尊重した相談を行うこと」「**相談者の秘密を守ること**」などが義務付けられています。

### （2）主任児童委員とは

主任児童委員は、平成6年1月1日から新たに発足した制度で、児童福祉に関する事項を専門的に担当するため、状況に応じて各地区民生委員児童委員協議会に2人～3人置かれ、地区担当民生委員・児童委員と協力しながら児童の個別支援活動を展開します。身分の取り扱いなどの基本的な制度については、民生委員・児童委員と同様です。

### （3）選出方法

地域（民生委員担当地区）ごとに、地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦します。内申いただいた候補者は、横浜市民生委員推薦会での審議、横浜市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会での審査後、厚生労働大臣から委嘱されます。

<南区内の民生委員・児童委員の充足状況（令和6年7月1日現在）>

	定数	現員数	欠員数	充足率
民生委員・児童委員	247	226	21	91.50%
主任児童委員	33	32	1	96.97%
（全体）	280	258	22	92.14%

南区では、民生委員・児童委員が**22人も欠員（定員280人）**となっています。



## (4) 福利厚生

### ア 公務災害制度

民生委員は、**非常勤の特別職地方公務員**であるため、民生委員活動における災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、公務災害として地方公務員災害補償法による補償制度の適用があります。

### イ 活動保険

全国すべての民生委員を加入者とし、民生委員活動中の万が一の事故等を補償する保険制度が平成26年度に創設されました。

### ウ 互助事業

横浜市民生委員児童委員協議会が主体となり、弔慰金、見舞金、退任慰労金等を支給する互助事業を行っています。

全国23万人の民生委員が、**互助の精神**で会費を納め、**けが等**の見舞金や**ご不幸等**の弔慰金を給付しています。

### エ 活動費

民生委員は、民生委員法第10条により「給与は支給しない」と明文化されていますが、横浜市では月額5,850円を職務上の報酬ではなく、民生委員活動に伴って必要とされる交通費や連絡費に充てる活動費として支給しています。

### 3 民生委員・児童委員（主任児童委員）の活動紹介

※民生委員・児童委員（主任児童委員）は、多岐にわたる活動をしています。次の活動の全部をやっているわけではありません。  
（参考までに16地区の各活動を列記しています）

#### （1）民生委員・児童委員（主任児童委員）活動

##### <民生委員・児童委員>

- ・高齢者等の見守り活動  
ご自宅へ訪問したり、町でお会いしたときに声掛けしたりしています
- ・介護保険、生活保護の申請の援助  
高齢・障害支援課や地域ケアプラザにおつなぎします。
- ・生活福祉資金貸付などの援助  
他からの借入れが困難な低所得世帯等、一時的に必要な資金などを低利又は無利子で貸し付ける制度です。南区社会福祉協議会におつなぎします。
- ・定例会（〇〇地区民生委員児童委員協議会定例会）参加  
地区ごとに定例会を開催し、情報交換や情報共有をしています。
- ・研修会参加  
専門知識や傾聴など学ぶ機会が多くあります。



##### <主任児童委員>

- ・学校関係者や南区子ども家庭支援課との連絡調整

子育て支援、児童虐待や引きこもり相談など、関係機関（学校、子ども家庭支援課、児童相談所など）との連絡調整を行います。地区連合単位で配置され、民生委員（児童委員）と連携して活動します。

- ・子ども食堂や学習支援などへの協力



## (2) 地域活動と協力（自治会町内会や関係団体）

・自治会町内会定例会等に参加して、地域全体で活動支援が行えるように情報共有しています。（個人情報を守られます）

・地域によっては、ほかのボランティアと一緒に小学生の登下校の見守りなどを実施しています。

・地域によっては、お祭りや各種町内行事に参加して、民生委員活動をPRしています。



### <民生委員活動ではないこと、できないこと（例）>

・身の回りの世話をしてほしい  
（ホームヘルパーを利用したい）  
（介護保険申請のため、南区高齢・障害支援課、地域ケアプラザにおつなぎすることはできます。）



・ご近所トラブルの対応  
（異常な子供の泣き声、認知症によりごみの分別ができない等、福祉的な相談に限りお受けできる場合があります。）

・金銭を貸すことや銀行等での預金の払い出しの代行など  
（生活にお困りの場合は、南区生活支援課や南区社会福祉協議会におつなぎすることはできます）

・救急車への同乗  
（友人、知人として同乗する場合があります）



・ゴミ出しの手伝い  
（資源循環局南事務所をご紹介することはできます）



・電球の交換  
（地域のボランティアグループなどをご紹介することができる場合があります）

・子どもの預り

・保証人の引き受け

## 4 社会福祉協議会の紹介

### (1) 南区社会福祉協議会（南区社協）について

社会福祉協議会（社協）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない会員組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されています。

南区社協は、南区内の地区社会福祉協議会（地区社協）、自治会町内会、民生委員・児童委員（民生委員）、社会福祉施設・社会福祉法人、行政等の社会福祉関係者が会員となって参加・協力のもと、誰もが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

### (2) 民生委員と社会福祉協議会

社協は、昭和26年に民生委員を母体の一つとして創設されました。社協創設の経緯から 民生委員の皆さまには社協会員（個人）としてご協力をいただいております。また民生委員法14条では、民生委員は社会福祉関係者と密接に連携し、その事業または活動を支援することが規定されています。社協も同じく、社会福祉法に基づき各団体との連携により地域福祉の推進を図る組織であることから、民生委員も社協の会員としてご参画いただいております。

【参考：（抜粋）民生委員制度創設100周年活動強化方策 H29/8 全民児連】

### (3) 社会福祉協議会との一層の連携・協働

戦後、民生委員・児童委員と社会福祉協議会（社協）は地域の福祉充実を担う「車の両輪」として、密接な連携のもとで活動してきました。生活福祉資金貸付事業や心配ごと相談事業など民生委員の取組から社協事業に発展したものは少なくありません。現在においても、住民に身近な小地域での見守り活動や各種のサロン活動、さらには災害時要援護者の支援活動など、社協と連携・協働した多くの取組が進められているところであり、こうした社協との連携をさらに進めています。

### (4) 区社協の会費について

民生委員の皆さまには、会員としてご参画いただいております。本会の会員規程に基づき会費の納入（民生委員・児童委員：お一人あたり1,000円/年）をご依頼しています。



## (5) 区社協からの主な依頼内容について

### ◆生活福祉資金貸付制度

低所得世帯・障害者世帯等を対象として各種資金を貸し付け、世帯の自立に向けて支援を行う事業です。（高校や大学に通う際の教育支援資金やエアコン購入などの福祉資金など）民生委員の皆さまには、

- ・借入を希望している世帯の生活状況の把握、確認
  - ・民生委員調査書の記入
  - ・貸付後の支援記録作成
- など緩やかな見守り等をお願いしています。

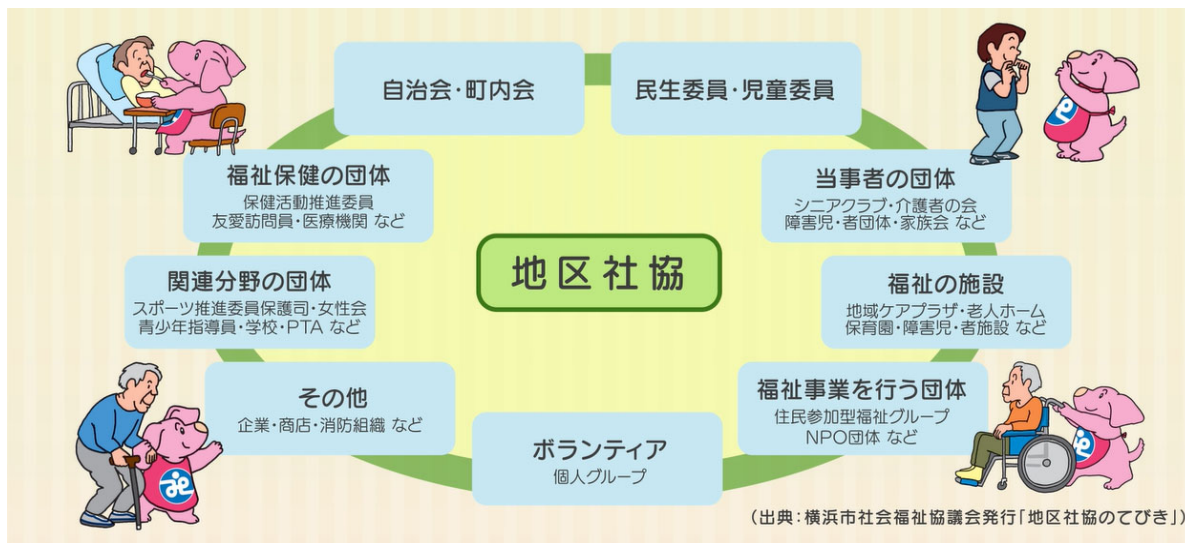
## (6) 赤い羽根共同募金（街頭募金）

毎年10月1日からの赤い羽根共同募金運動について、そのスタートとなる各地区での街頭募金活動にもご協力をいただいております。



## 5 地区社会福祉協議会とは

地区社協は、「自分たち地域は自分たちで良くしていこう」という理念から組織された任意の団体です。（なお、区社会福祉協議会は民間団体です）  
地区社協は地域住民や福祉団体、社会福祉施設、民生委員、等の団体がメンバーとなってネットワーク組織として活動しています。  
南区には16地区の地区社会福祉協議会があります。活動範囲はおおむね地区連合町内会エリアが基本となっています。



地区社協の目的は「一人ひとりの困りごとを解決できる地域」です。  
「一人ひとりの困りごとを解決できる地域」であるためにネットワーク組織を活かして困りごとを見つけ、話し合い解決をしていきます。

Q: 地区社協のメンバーって民生委員が中心なのですか？

A: 地域の最も身近な相談役である民生委員は、地区社協のメンバーであることがほとんどですが、民生委員だけで活動しているわけではありません。民生委員本来の役割は困っている人を「見つけて」「受け止め」「誰かにつなぐ」こと。

つなぐ先に「地区社協」のネットワークが活かされます。個人の困りごとを「みんなの困りごと」として解決するために、地区社協活動は多様な立場の住民が関わり、それぞれの強みを活かすことで、民生委員の活動を支援することもできます。

## 6 横浜市民生委員児童委員協議会について

横浜市民生委員児童委員協議会は、当該地区の全民生委員・児童委員で組織する地区民生委員児童委員協議会と当該区の全民生委員・児童委員で組織する区民生委員児童委員協議会と、本市の全民生委員・児童委員で組織する横浜市民生委員児童委員協議会の組織があります。横浜市民生委員児童委員協議会は、会員である民生委員・児童委員の会費と横浜市補助金等により運営されています。

(1) 横浜市民生委員児童委員協議会（以下、民児協）の会費について

■横浜市民生委員児童委員協議会会則第20条（経費） 本会の経費は会費、補助金、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。

第21条（会費） 会員は毎年別に定めるところにより会費を納めなければならない。

■令和6年度会費「7,500円/年」の内訳について

項 目	金 額	説 明
市民児協（事業費充当分）会費	2,180円	市民児協に加入するための会費（当該団体の活動事業費に充当）
市民児協互助事業会費	1,600円	市民児協会員相互の給付事業（弔慰金、傷病見舞金、退任慰労金等）に充当（保険掛け金に近い性格）
民児協周年事業積立金	100円	周年事業のための積立金
全国民生委員児童委員連合会会費（民児協の全国版）	700円	全民児連に加入するための会費（当該団体の活動事業費）
全国民生委員児童委員連合会互助共助会費	1,900円	全民児連会員相互の給付事業（弔慰金、傷病見舞金、退任慰労金等）に充当（保険掛け金に近い性格）
関東ブロック民生委員児童委員連合協議会会費	20円	関ブロ民児協に加入するための会費（当該団体の活動事業費）
横浜市社会福祉協議会会費	1,000円	横浜市社会福祉協議会に加入するための会費
合 計	7,500円	

(2) 横浜市民児協から区・地区民児協への補助金等については、区・地区民児協の活動にかかっています。

項 目	金 額	説 明
区民児協補助金	200,000円／ 区	区民児協活動経費として補助
	2,250円／人	
地区民児協活動費補助金	50,000円／ 地区	地区民児協活動経費として補助
	4,000円／人	
生活福祉資金民生委員活動費	2,000円／人	地区に生活福祉資金にかかる活動経費を交付

◇参考：互助事業給付（退任時に民生委員個人に給付。他に死亡弔慰金、災害・傷病見舞金等あり）

互助共助給付(市民児協)	3,600円／ 3年以上	以降、在任期間1年ごとに1,200円を加算
互助共助給付(全民児連)	3,000円／ 9年未満	在任期間3年を超える退任者
	5,000円／ 15年未満	
	7,000円／ 15年以上	

## 【番外編】

### 7 民生委員を退任して思うこと

#### <民生委員活動からの贈り物>



民生委員の役割の一つに「つなげること」があります。福祉支援を必要としている人や情報を専門機関や専門職、関係機関、関係団体等へつなぎます。

福祉情報は民生委員対象に繰り返し実施される研修や定期的な配布資料、暮らしのガイドや広報、民児協定例会などで得ることができます。各窓口担当の方々のプロの視点からの貴重なアドバイスもあります。

場合によっては、ご近所の気づきや協力が大きな力になり、支援とは「思いやりを持ってつなげることに尽きる」と実感させられることが多くありました。

いずれの例も、「何とかお役に立ちたい」との思いが道を開くと言っても過言ではありません。

地域には民生委員の力不足を補い、励ましてくださる温かい気持ちの方がおられることを知りました。

民生委員でなければ得られなかった様々な「つながり」を経験とともに手に入れられましたが、それらが退任した今も、私を育て支えてくれています。

その大きな要因の一つは「人とのつながり」にあります。

地域であいさつを交わす方が増えていること、あいさつだけのつながりだった方と福祉支援を機会に信頼関係が育てられ、旧知の仲のように人生の先輩としてのアドバイスや励ましをくださっていること、子育て支援事業中に腕の中で眠っていた坊やの制服姿のあいさつや、複数の福祉関係者の支援を受けてスキルアップを実現した障害のある女性の折に触れての報告など、嬉しいことは限りがありません。

民生委員活動でいつの間にか蓄積されていた福祉情報が、友人知人に役立っていることもあります。

学習の機会や人とのつながりを重ねていたことに気づき、感謝の念を禁じえません。

「ゆりかごから墓場まで」は、社会保障制度の充実を形容する言葉で、第二次世界大戦後のイギリスにおける社会福祉政策のスローガンです。

行き届いた社会保障を表す標語で、出生から死亡までの人の一生のあらゆる事故や出費に対して生活保障をすることとして広く知られている言葉であり、日本を含む各国の社会保障政策の指針となっています。

民生委員活動が、支援を必要とする方々と地域と共にあり、見守ることを常とするならば「ゆりかごから墓場まで」のスローガンの一端を担えるのだと思いました。

南永田山王台地区 川井 則子



## < 民生委員の気持ちや思い >

現役の民生委員のころ「清水さんの話は暗い話ばかり」と友人に言われました。それはそうです。民生委員の所へは、ハッピーな話より、困った悩みで相談に来られる方が多いのですから。その相談やお悩みは、行政や地域の方々の協力を得て良い具合の解決へと導きます。そして相談に来られた方から明るい笑顔と共に「ありがとう」の言葉をもらった時、「お役に立てたのかな」と、民生委員をやっている良かったなと思います。

問題解決は一人では行えません。周りのいろいろな人たちから知恵と力をお借りします。それは私の蓄えとなりました。

地域の見守りや高齢者等への安否確認の訪問活動は「人との出会い」であり、「ふれあい」です。人生の喜びは、人間同士の暖かい「ふれあい」でしょうか。

「あんた、どうしていたの？ 顔が見えないから心配していたよ」と、毎月の訪問活動をしているお年寄りから逆に尋ねられて笑い合いました。お互い様のお付き合いです。

この明るい「ふれあい」は、今の、そしてこれから先も、「私の宝」となっていくことでしょう。

寿東部地区 清水 都



<民生委員を退任して思うこと>

民生委員になってほしいとお話きたとき「大変だ」という思いと「母の介護」と「介護の仕事をしていた」ということから、何年もお断りをしてきました。

その後、近所の民生委員の方が身体を壊されたので、今度は引き受けるしかないと思い、思い切って引き受けました。

民生委員になってみて、今まで「ほとんど地域の方々を知らなかった」という事を実感しました。

お会いしてからコミュニケーションがとれるまで少し時間がかかりましたが、日々の活動を重ねていくと、お会いしたときなど挨拶をかわすようになりました。

困りごとを一緒に考えたり、地域ケアプラザに繋げたりと、私もたいへん勉強になりました。

いろいろな方とお会いし、お話を伺うことが楽しい時間で、「やって良かった」と思いました。

しかし、少し前は、生活保護を受けている方の書類が届いたり、生活福祉資金を借りた方の関係書類が届いたり、その方を一年に一回訪問して近況報告を受けなければならないなど、個人情報満載で、お金も話でもあり、正直ちょっと気が重いこともありました。

最近の民生委員活動では、仕事を持っている方でも土日や自分の空いている時間で訪問するなど対応してきました。

自分の生活を大事にしながら、いろいろと工夫して対応することができます。

もしあなたに、地域の方から「民生委員になってほしい」とお声がかかりましたら、是非、引き受けていただきたいと思います。

なにより、「自分が住んでいる町」のことが分かるようになりますし、いずれ自分もお世話になるかもしれません。

本大岡地区 鶯飼 和子

<民生委員を退任して思うこと>

2004年『民生委員って何?』、まったくの無知でしたが民生委員、児童委員をお受けしました。

当時、訪問をしながら見守りをする高齢者の数は今の半分程度でしたが、同じ地域の方々なのに顔見知りの方は数人でした。

訪問時、玄関先で『お変わりありませんか?お元気ですか?』と安否確認をするのですが、あこがれの歌手の話、政治の話、不満ばかりのおしゃべり、病気、テレビ、季節の話など、さまざまなことに耳をかたむけてきました。

そんな話の中から『つなぎ役』として、行政・地域包括センターなど関係機関と連携するときも、特に『安全、安心』に心がけてきました。

訪問先の方から色々な頼みごとをされることがありました。その時は『ヘルパーさんの仕事をとってはいけない』とお断りすることがありました。

常にボランティア精神を忘れず取り組んでいく中、本当はお手伝いをしてあげたいのですが、『これは民生委員の役割ではない』とお断りをするのが悩みの一つとなっていました。

また別の訪問先の方からお話を聞いていると、『あーこんな歳の取り方ができたらいいなあ』『そんなとき、どうするかな?』などと教えられることもたくさんありました。

『研修会』『他地域との交流会』などにも出席させていただき、訪問するときの会話に役立つ情報が得られました(知ったかぶりだったかも?)。

小・中学校の入学式、卒業式などにも出席し、地域の子供たちの成長を楽しく見守ることができました。

また、多くの方々と知り合い、地域の行事にも参加してさせていただきました。

これからもこの地域で生活を続けていく上で、これまでの様々な経験が、私の大きな財産を積み立ててきてくれた様に思われます。

『民生委員って、忙しくて大変でしょ』と心配してくださる方が多くいます。

私事ですが、習い事を4つ、ボランティアまがいの活動を5カ所、月1回のコンサート、隔月の観劇と出歩きなどこなしてきました。

民生委員は忙しいと思われても当然ですね。

それでも私生活を崩さず、民生委員に携われたことに感謝しております。

ありがとうございました。

六ツ川大池地区 藤澤 尚子

## 8 民生委員川柳



民生委員・児童委員の気持ちを ～川柳✎～ にしてみました。

私たちは、お世話をしているのではなく、お世話をさせていただいています。  
こんなにも人生を豊かにしていただき、貴重な経験をさせていただき、そして何よりも  
たくさんの方にお会いさせていただき、本当にありがとうございます。

ランドセル 似合っているよと 声かける

「こんにちは」 つもる話に 花が咲く

街角で 笑顔で交わす 元気かな

訪問で 笑顔をくれる お年寄り

大丈夫 いつもあなたに 寄り添うよ

「こんにちは」 笑顔で交わす 大丈夫

また来ると 笑顔で交わす また来てね

民生と 仕事と家庭で 三刀流

「ありがとう」 感謝の声で 元気です

よく来たね あなたは誰と 尋ねられ

困ったら 相談してね 民生に

学校に あなたの居場所 あるんだよ

ぜひ作ろう 地域の中の 顔見知り

話してよ 聴いた相談 繋げるよ

おせっかい？ ごめん ほおっておけないの

ありがとう 会えて嬉しいは 私もよ

道端で 思いもよらず 会話する

## <自治会町内会へのお願い>



○なるべく（地区連合町内会）自治会町内会の定例会に民生委員を参加させていただき、活動の報告を受けてください。（※個人情報は除く）  
民生委員活動への理解が深まると同時に地域の福祉課題等が把握できます。

○是非、区連自治会町内会、地区連自治会町内会の定例会などでも、民生委員候補者選出の取り組みや選出方法等について意見交換をしてください。

### 【問合せ先】

南区民生委員児童委員協議会事務局  
(南区福祉保健課運営企画係)

電話 341-1181



書類 番号	21
----------	----

区連会 7月定例会資料 令和 6年 7月 19日 南区地域振興課
--

令和 6年 7月 19日

南区自治会町内会長 各位

南区地域振興課  
課長 中野 由紀子

「横浜 FC みなみ区民 DAY」のポスター掲出について

盛夏の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、南区政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今回、プロサッカークラブである横浜 FC と連携し、「横浜 FC みなみ区民 DAY」を  
8月 24日（土）に開催する運びとなりました。

つきましては、貴自治会町内会の皆様に御周知いただきたく、各自治会町内会掲示板への  
ポスター掲出について、御配慮くださいますようお願い申し上げます。

【同封内容】

ポスター（カラー版）・・・・・・・・・・ 掲示用（各自治会町内会掲示板数）

【連絡先】 南区地域振興課区民活動推進係

担当：岩崎・凵子

電話：045-341-1237／FAX：045-341-1240

Eメール：[mn-sports@city.yokohama.jp](mailto:mn-sports@city.yokohama.jp)



森海渡  
FW 118

村田透馬  
FW 120

ユーリララ  
MF 14

フェリペ  
メギオラーロ  
GK 142

Jリーグ  
横浜FCの  
ホームゲームを  
観に行こう

# みなみ区民DAY

**南区** 在住・在勤・在学(在園)の方々とそのご家族  
**1,000名様**をご招待、ご優待!

高校生以下 **無料** 大人 **1,500円**

**8.24** SAT 18:00  
KICK OFF

対象試合

明治安田J2リーグ 第28節  
vs 徳島ヴォルティス



ニッパツ三ツ沢球技場

横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 ※一般開場16:00予定

販売日 8月2日[金]~8月24日[土]キックオフまで

対象 南区在住・在勤・在学(在園)の方とご家族

席種 バックホームエンド指定席、

ホームゴール裏指定席

※席種は変更になる可能性があります。

早期お申込み者限定!

試合当日の区民限定体験イベントに参加できるチャンス!

※抽選でご当選された方のみ参加いただけます。(当選メールをお送りします)

※状況によっては、開催の延期・中止、イベント参加不可などの場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ 横浜FC ☎045-443-6592 南区役所 ☎045-341-1237

二次元コードもしくは、次の URL からお申込み手続きを行ってください。

<https://www.yokohamafc.com/ticket/240824minami/>

南区区連会承認第 12 号 掲示期間：令和 6 年 8 月 24 日(土)まで

横浜FC  
オフィシャル  
クラブマスコット  
フリ丸



# 南区に関する ご意見 をお寄せください

お住まいの南区について、「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」というようなことをオンライン上のプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください！  
今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

南区に関するご意見に加えて、  
脱炭素社会の実現に向けた行動変容を促すためのアイデアとGREEN×EXPO2027の機運醸成へのアイデアをお待ちしています！

## 参加はこちらから **アクセス**

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



### ※ 意見投稿する際の注意事項 ※

「Surfvote」への意見投稿は、事前にユーザー登録をしたうえでログインする必要があります。  
サイト内の「利用規約」をご確認いただき同意の上、ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全18区で実施中です。他区にお住まいの方もこちらからアクセスしてください。

## 意見募集期間

2024 7. **11** Thu 10:00 → **31** Wed 23:59

## お問合せ

### ▶ 意見募集プラットフォームについて

横浜市役所 市民局広聴相談課

Tel : 045-671-2335

Fax : 045-212-0911

### ▶ 南区役所の事業について

南区役所 区政推進課

Tel : 045-341-1112

Fax : 045-341-1241





区連会 7 月 定例会 資料  
令和 6 年 7 月 19 日  
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局  
GREEN×EXPO 推進課

## GREEN×EXPO 2027 広報チラシの継続掲示について【掲示依頼】

### 1 事業の趣旨

4 月の市連会において御依頼しました、GREEN×EXPO 2027（2027 年国際園芸博覧会）A4 広報チラシの掲示につきましては、御協力いただき、誠にありがとうございました。  
掲示期間を 6 月末までとしていましたが、継続して掲示をお願いしたく、改めて同チラシを送付させていただきます。引き続き、可能な範囲で掲示の御協力をお願いします。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示について、可能な範囲で御協力をお願いします。

※ 4 月に依頼しましたチラシが掲示板に残っており、劣化がある場合には、新しいチラシに貼り替えていただきますようお願いいたします。



掲示用 広報チラシ

### 3 広報チラシの掲示期間等

- ・ 広報チラシの到着後、2 か月程度（9 月末まで）を目安に掲示をお願いします。
- ・ 掲示期間後も継続して掲示していただける場合は、御協力をお願いいたします。
- ・ チラシが劣化した場合等には、新しいチラシをお渡しすることも可能ですので、その際は、各区区政推進課あて御相談ください。
- ・ 掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課  
担当 長谷部、西野、山崎  
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223  
メール da-greenexpo-pr@city.yokohama.jp

区連会 7 月 定例会 資料  
令和 6 年 7 月 1 9 日  
(公社) 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会

## 「GREEN×EXPO 2027」公式マスコットキャラクター名前決定及び 応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について【情報提供】

6月22日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 1000 日前 記者発表会」において、公式アンバサダーの芦田愛菜さんから、公式マスコットキャラクターの名前が発表されました。

また、GREEN×EXPO 2027 の更なる機運醸成のため、市民（個人、団体、教育機関等）の皆様  
の活動においてご使用いただける「応援メッセージ付き公式ロゴマーク」を作成しました。

### 1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 2 公式マスコットキャラクターの名前決定について

名前 「トゥンクトゥンク」

#### <名前について>

人といろいろな命が共鳴して、つながっている状態を表しています。

このマスコットを通して、人間が万物への想像力や調和の心を取りもどすことの大切さが広がってほしい、という想いを込めて名付けました。

#### <プロフィール>

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた 好奇心いっぱいの精霊、それがトゥンクトゥンクです。植物をはじめとした、この宇宙に生まれた 万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

#### <参考>

公募期間 令和6年3月19日～4月8日

応募数 6,076件

#### <公式マスコットキャラクターに関する問合せ先>

(公社) 2027年国際園芸博覧会協会

広報課 TEL 045-307-2031





### 3 「GREEN×EXPO 2027」応援メッセージ付き公式ロゴマークの使用について

#### (1) 対象となる活動

- ア GREEN×EXPO 2027 に繋がる花緑や環境に関する活動。
- イ GREEN×EXPO 2027 の機運醸成に資するPRや応援の活動。

#### (2) 対象者

市民（個人、団体、教育機関など）

ただし、次の場合はご使用いただけません。

- ・特定の個人又は企業・団体の営利もしくは宣伝を目的とする場合
- ・暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している場合
- ・特定の政治活動、宗教活動を目的とする場合
- ・法令又は公序良俗に反する場合 など

#### (3) 応援メッセージ付き公式ロゴマークデザイン

下記一覧参照

#### (4) 使用範囲

承認された活動において

- ・申請者・団体が自己で使用するもの（名刺、封筒、会員証、活動ユニフォームなど）
- ・広報印刷物（活動を紹介するポスター・チラシ・ウェブサイトなど、会報誌、掲示板など）

※不特定多数に配布する頒布品や販売する商品にはご使用いただけません。

#### (5) お申込み等

ロゴマークの使用にあたっては、博覧会協会への申請が必要となります。  
申請方法や使用ルール等の詳細につきましては、博覧会協会ホームページ  
をご確認ください。



＜応援メッセージ付き公式ロゴマークに関する問合せ先＞  
（公社）2027年国際園芸博覧会協会 会場運営課 市民参加担当  
TEL 045-307-2070 E-mail [mlogo-shinsei@expo2027yokohama.or.jp](mailto:mlogo-shinsei@expo2027yokohama.or.jp)

#### 応援メッセージ付き公式ロゴマーク一覧



GREEN×EXPO 2027を  
応援しています



GREEN×EXPO 2027を  
応援しています



GREEN×EXPO 2027を  
応援しています



GREEN×EXPO 2027を  
応援しています



GREEN×EXPO 2027を応援しています